

陽気がよくなり、交通パートナーである自転車の行動も活発になっています。路上で、自転車を見かける機会が増える中で、交通ルールを守らないケースもよく目にします。

あなたもドキッ！としたことはありませんか。

今回は、このような自転車との事故防止を考えてみましょう。

1. 自転車は交通ルールを守らない？

図1 交差点優先通行妨害



(道路交通法第36条)
交通整理の行われていない交差点では、交差道路の左方から進行してくる車両等の進行妨害をしてはならない。

図2 通行区分違反（右側通行）



(道路交通法第17条)
道路では車両(自転車を含む)は左側を通行しなければならない。



2. 約8割が違反あり

右図のデータは、自転車乗用中の死亡事故の内、どのくらい違反行為があったかを示すもので、実に77.5%が違反行為ありとなっています。

その中でも、高齢者(65歳以上)の死亡者数、違反行為は目立っています。

自転車には、交通違反が多いことを想定しましょう。

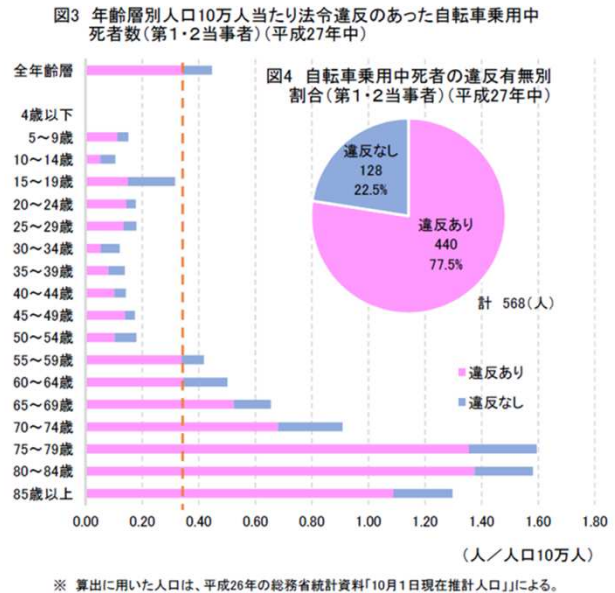


図3、図4 : 警察庁統計「平成27年における交通死亡事故の特徴について」
https://www.npa.go.jp/toukei/koutuu48/H27_setsumeishiryo.pdf
 (2018.5.5閲覧)

3. 『かもしれない』運転を実践しましょう

平成26年6月1日から、道交法が改正され、信号無視や一時不停止、飲酒運転などの違反行為(危険行為)を繰り返す自転車運転者に、安全講習の受講が義務づけられました。【自転車運転者講習制度】

しかし残念ながら、自転車の交通マナーに大きな変化はないようです。このような交通環境にあって、自転車との事故を防ぐには、常に自転車は『○○するかもしれない』と、その交通違反を想定して、速度規制の遵守と確実な安全確認を励行する備えが必要です。

また、優良ドライバーとして、自転車の往来の妨げとなる路上駐車はやめるなど、交通パートナーへの配慮も欠かないようにしましょう。



SOMPO ホールディングス
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 ホームページ <http://www.sjnk.co.jp>

時間に余裕をもって、
「お・も・い・や・り」のある運転を!
みなさまの無事故を願っております。

エヌエスサービス(株) 一同